

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.054

処 分 名	認定建築主等に対する改善命令
処 分 の 概 要	認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認める場合、その改善に必要な措置命令を行います。
根拠法令等・条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第21条
処 分 基 準	処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成18年12月20日（最終改正：令和2年4月1日）
備 考	

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

第二十一条 所管行政庁は、認定建築主等が第十七条第三項の認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋